［略］		
［同上］	岡山西	岡山県の内 岡山市の内 北区（岡山地方法務局の管轄に属する地域を除く）　東区（岡山地方法務局の管轄に属する地域を除く）　南区 玉野市
［同上］	岡山	岡山県の内 岡山市の内 北区（岡山地方法務局の管轄に属する地域を除く）　東区（岡山地方法務局の管轄に属する地域を除く）　南区 玉野市

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（登記事務委任規則の一部改正）

第二条　登記事務委任規則（昭和二十四年法務府令第十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定を削る。

改正後	改正前
第七条　［略］ 2　静岡地方法務局掛川支局、袋井支局及び磐田出張所の管轄に属する商業登記の事務（商業登記法第十条第二項の規定による交付の請求に係る事務を除く。）は、静岡地方法務局浜松支局で取り扱わせる。 3　［略］	**第七条**　［同上］ 2　静岡地方法務局袋井支局及び磐田出張所の管轄に属する商業登記の事務（商業登記法第十条第二項の規定による交付の請求に係る事務を除く。）並びに同地方法務局掛川支局管内静岡県掛川市、御前崎市及び菊川市に属する地域内の商業登記の事務（商業登記法第十条第二項の規定による交付の請求に係る事務を除く。）は、静岡地方法務局浜松支局で取り扱わせる。 3　［同上］
第二十五条　岡山地方法務局倉敷支局、津山支局、笠岡支局、高梁支局及び備前支局の管轄に属する商業登記の事務（商業登記法第十条第二項の規定による交付の請求に係る事務を除く。）は、岡山地方法務局で取り扱わせる。 ［項を削る。］	**第二十五条**　岡山地方法務局倉敷支局、津山支局、笠岡支局、高梁支局、備前支局及び岡山西出張所の管轄に属する商業登記の事務（商業登記法第十条第二項の規定による交付の請求に係る事務を除く。）は、岡山地方法務局で取り扱わせる。 2　岡山地方法務局管内加賀郡吉備中央町上竹、北、黒土、黒山、岨谷、竹荘、田土、豊野、西、納地、宮地、湯山及び吉川に属する地域内の登記事務（商業登記の事務を除く。）は、岡山地方法務局高梁支局で取り扱わせる。 3　岡山地方法務局津山支局管内岡山県真庭市阿口、上呰部、上中津井、上水田、五名、下呰部、下中津井、宮地及び山田に属する地域内の登記事務（商業登記の事務を除く。）は、岡山地方法務局高梁支局で取り扱わせる。
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この省令は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一　第二条中登記事務委任規則第七条第二項の改正規定　公布の日

二　第二条中登記事務委任規則第二十五条第二項の改正規定　令和七年九月十六日

三　第二条中登記事務委任規則第二十五条第三項の改正規定　令和七年十一月四日

四　第一条の規定及び第二条中登記事務委任規則第二十五条第一項の改正規定　令和八年一月五日